

平成二十四年七月十八日提出
質問第三四四号

原発のない沖縄と電源開発促進税に関する質問主意書

提出者 照屋寛徳

原発のない沖縄と電源開発促進税に関する質問主意書

原子力発電所（以下、原発という）と米軍基地は共に国策でありながら、首都機能や大都市を避け、辺境の地方、とりわけ経済基盤の脆弱な過疎地域に押し付けられてきた。

原発は、政官業、御用学者、文化人、マスコミ等の利権集団、いわゆる原子力ムラの住人たちが「クリーンで絶対安全」との「原発安全神話」を振りかざし、電源三法交付金などの「原発マネー」をばらまくことによって推進されてきた。

一方の米軍基地は、政官業、御用学者（軍事評論家）、中央マスコミ等の利権集団、いわゆる日米安保マフィアと呼ばれる者たちが「抑止力」という軍隊の論理と「日本の平和と安全を守る」との大義名分をもって「軍事力安全神話」をつくりだし、防衛施設周辺対策事業補助金や米軍再編交付金などの「基地マネー」によって、沖縄に集中的かつ過重に配備されてきた。

だが、昨年三月十一日の東京電力福島第一原発事故によって「原発安全神話」は完全に崩壊した。また、「九・一一」（米中枢同時多発テロ）以来、テロリズムが台頭し、紛争の火種となっている今日では「仮想敵国」を前提とする「抑止力」論も成り立たず、「軍事力安全神話」も完全に崩壊している。したがって、

私は「脱原発」と「脱基地」こそが、わが国の未来を拓く政治理念であると確信するものである。

ところで、沖縄県に原発が一基も立地されていないのは公知の事実である。にもかかわらず、原発の恩恵を全く受けていない沖縄県でも原発推進に関する電源開発促進税が電気料金に上乗せして徴収され、同税の多くが国庫金として既存の原発の安全性向上対策費等に使用されている矛盾は、あまり知られていないように思われる。

以下、質問する。

一 電源開発促進税法などいわゆる電源三法が制定されたのはいつか、立法目的と併せて明らかにされたか。

二 電源開発促進税の販売電力量1kWh（キロワットアワー）あたりの税率を明らかにされたい。そのうえで、同税率の内訳について「電源立地対策」「電源利用対策」の別に明らかにし、それぞれの課税目的および使用目的（用途）について示されたい。

三 電源開発促進税の課税対象となる長期固定電源とは、具体的にいかなる発電形態を指すのか。原子力発電以外にも対象となるのであれば、その発電形態の全てを明らかにされたい。

四 原発が一基も立地されておらず、その恩恵を全く受けていない沖縄県にあつて、電源開発促進税を課す理由を明らかにされたい。また、係る課税は受益者負担の原則に反すると考えるが、政府の見解を示されたい。

五 沖縄県で電源開発促進税が電気料金に転嫁され始めた年を明らかにしたうえで、同県における平成二十三年度までの課税総額の累計を示されたい。なお、平成二十一年度から平成二十三年度の過去三年間については、同県における年度毎の課税額を明らかにしたうえで、係る課税状況に対する政府の見解を示されたい。

六 沖縄県および同県の電源立地市町村に電源立地地域対策交付金が交付され始めた年を明らかにしたうえで、政府が平成二十三年度までに同県および同市町村に交付してきた交付総額の累計を示されたい。なお、平成二十一年度から平成二十三年度の過去三年間については、同県および同市町村における年度毎の交付額を明らかにしたうえで、係る交付状況に対する政府の見解を示されたい。

七 平成二十四年度予算に計上された電源開発促進勘定（二、一三五億円）の使用目的（使途）のうち、「電源利用対策」（たとえば、既存の原子力発電所の安全性向上のための取組、放射性廃棄物の処分に向

けた取組など) 「原子力安全規制対策」は、原発のない沖縄県とは全く無関係の歳出であると考えているが、政府の見解を示されたい。

八 これまで政府は、沖縄県あるいは沖縄県議会から電源開発促進税の課税免除を求める陳情や要請を受けたことがあるか。あるならば、日付を特定のうえ、文書による陳情(要請)であったかどうかを明らかにされたい。

右質問する。